

働くもののいのちと健康を守る全国センター第 28 回総会活動方針（案）

2025 年 12 月 12 日

於：全労連会館 2 階ホール

第 28 回総会スローガン

すべての人が健康で安全に働き続けるために、職場・地域から平和と生活、働くルールを守ろう！

I はじめに

この一年間、働くもののいのちと健康を守る全国センター（以下、全国センター）は「ディーセントワークの実現に向けた取り組みを通じ、誰もが安心して働き続けられる社会をめざすこと、職場や地域でいのちと健康を守る「担い手づくり」をすすめることを基本に活動してきました。具体的には各研究会等での研究・政策作り、労働諸法制改悪の動きに対する声明等の発表や学習の推進、働くもののいのちと健康、権利を守る諸団体との連携などに取り組み一定の役割を果たしてきました。

こうした下で、10 月 21 日には高市自民・維新政権が発足しましたが、首相自身が「ワークライフバランスを捨てる」と発言するとともに、政権発足当日に厚生労働大臣に対して労働時間規制の緩和を検討するよう指示したことに鑑みれば、これまで私たちが運動で積み上げてきたさまざまな成果や到達点が一気に崩される危険性も高まっています。加えて、経団連の 2026 年春闘における経営側指針の原案では、これまで掲げていた「働きたい改革」を「働き方改革の再構築」に変更すると報じられていますが、裏を返せば言葉の使い方で働くものの目をごまかしながら、より安く使い勝手のいい労働者づくりを引き続きすすめているものに他なりません。

したがって、働くもののみならず広範な団体や個人が結集する全国センターには、今こそ政策集団として、あるいは労働災害予防や労災認定闘争を職場や地域からすすめる中心部隊としての役割を果たすことが求められています。

とりわけ、今回の定期総会で提案する「働くもののいのちと健康を守る政策・制度要求 2025」（以下、「制度・政策要求 2025」）は前回の要求発表から 10 年が経過する中での情勢や要求内容の変化をふまえたものであり、現在働くものが置かれている深刻な状況、具体的には、過労死や労働災害などの増加、企業にとってより安く使いやすい労働者づくりとしての「働き方改革」など、いのちや健康を脅かす動きを押し戻すためのツールとなり得るものです。あわせて、とどまることを知らない物価高騰や 9 ヶ月連続マイナスとなる実質賃金低下などにより格差と貧困が拡大する中、ディーセントワークの実現によって人間らしい生活を送ることのできる賃金の実現や、全国一律 1500 円の最低賃金実現にむけた運動の一翼を担うことは、働くもののいのちと健康を守ることにもつながります。

今こそ「いのちと健康を守る」ことを軸にした運動が必要であり、そのために全国センターや地方センターの強化・確立、担い手作りなどをすすめるため、いの健運動に結集するみなさんの奮闘を呼びかけるものです。

Ⅱ 経過と総括

Ⅰ、この一年間の取り組み経過（日程）

12月13日（金）	第27回総会
01月07日（火）	広報委員会
01月08日（水）	事務局会議
01月14日（火）	労働法制中央連絡会「労働政策を考える会『ジョブ型賃金』」
01月16日（木）	建物改修・解体によるアスベスト被害の根絶をめざす連絡会（準）
01月21日（火）	地方センター部会
01月31日（金）	広報委員会
01月31日（金）	じん肺キャラバン新春のつどい
02月01日（土）	じん肺キャラバン「2025年度全国キャラバン第1回実行委員会」
02月01日（土）	過労死等防止対策推進全国センター「第13拡大幹事会」
02月02日（日）	2025年度第1回化学物質と健康研究会（大阪国労会館）
02月04日（火）	広報委員会
02月7日（金）	第1回理事会
02月8日（土）	いの健地方センター交流会（～9日）
02月13日（木）	事務局会議⇒中止 福地名誉理事長 通夜・告別式
02月19日（水）	政策・制度要求改定プロジェクト
02月27日（木）	広報委員会
02月28日（金）	季刊誌編集委員会
03月05日（水）	第2回四役会議
03月19日（水）	政策・制度要求プロジェクト
03月21日（金）	アスベスト対策委員会
03月24日（月）	政策・制度要求プロジェクト
03月28日（金）	広報委員会
04月12日（土）	じん肺キャラバン実行委員会
04月14日（月）	アスベスト解体・回収飛散防止会議
04月15日（火）	感情労働と健康研究会（打合せ）
04月23日（水）	単産担当者会議
04月25日（金）	労基研報告書学習会（中連主催）
04月30日（水）	広報委員会

05 月 08 日 (木)	季刊誌編集委員会
05 月 08 日 (木)	第 3 回四役会議
05 月 14 日 (水)	産業衛生学会 (～17 日、仙台)
05 月 20 日 (水)	政策・制度要求プロジェクト
05 月 21 日 (木)	労働基準行政検討会
05 月 30 日 (金)	建設アスベスト院内集会
05 月 31 日 (土)	神奈川センター総会 (講師派遣)
06 月 04 日 (水)	第 3 回理事会
06 月 04 日 (水)	第 50 回公害総行動デー連帯集会
06 月 12 日 (木)	労働法制中央連絡会街頭宣伝
06 月 14 日 (土)	じん肺キャラバン実行委員会
06 月 13 日 (金)	じん肺建物解体等連絡会第 16 回準備会
06 月 18 日 (水)	季刊誌編集委員会
06 月 22 日 (日)	化学物質と健康研究会
06 月 23 日 (月)	労働法制中央連絡会事務局団体会議
06 月 24 日 (火)	アスベスト対策委員会
06 月 25 日 (水)	基準行政検討会
06 月 25 日 (水)	感情労働と健康研究会
06 月 28 日 (土)	中四国ブロックセミナー (～29 日、講師派遣)
07 月 02 日 (水)	広報委員会
07 月 04 日 (金)	第 2 回拡大単産担当者会議
07 月 10 日 (木)	じん肺ハンドブック学習会
07 月 11 日 (金)	労働法制中央連絡会交渉要請
07 月 18 日 (金)	政策・制度要求プロジェクト
07 月 19 日 (土)	過労死防止全国センター総会
07 月 28 日 (月)	広報委員会
07 月 30 日 (水)	第 4 回理事会
08 月 02 日 (土)	近畿ブロック学習交流集会
08 月 06 日 (水)	季刊誌編集委員会
08 月 20 日 (水)	労働基準行政検討会
09 月 02 日 (火)	アスベスト対策委員会
09 月 03 日 (水)	広報委員会
09 月 06 日 (土)	日本社会医学会 (～7 日、京都・キャンパスプラザ京都)
09 月 06 日 (土)	過労死防止学会 (～7 日、京都・龍谷大学大宮キャンパス)

2、取り組みの総括～「活動の基本方針」に沿っての振り返り

(1) 活動の担い手を育成する取り組み

この一年間「職場や地域でのいのちと健康を守る『担い手づくり』」を重点課題として取り組みを進めてきました。各ブロックや地方センターにおいてはセミナー等が実施され、全国センターからも要請に応じて講師派遣を行うなどしてきました。とりわけブロック単位での開催は地方センターが確立されていない地域も対象に実施されるなど担い手作りがすすめられてきましたが、全国センターとしての労安学校の具体化までには至りませんでした。しかし、全労連が10月11～13日に開催した「労働運動交流集会（レバカレ2025）」では、今後のいのち健活動を担う人材をつくるというねらいのもとに、「仕事と健康、どちらが大切ですか」と題し、ハラスメント防止などのメンタルヘルス対策と熱中症対策や職場の事故防止など身体的な災害への対策についての分科会をそれぞれ1コマずつ実施し、ワークショップ形式での学習機会をつくりました。分科会は2コマとも会場の定員（30人）がいっぱいとなるとともに、両方の分科会に参加した人も数名いるなど、関心の高さをうかがわせました。また、参加者も分科会内で積極的に発言するなど、わかりやすく興味を持てる内容での学習機会をつくっていくことが重要であることが明らかになりました。

いのち健全国センターとして季刊誌「働くもののいのちと健康」を発行してきました。今期はとりわけ、多くの人々に感心を持ってもらう紙面作りを意識し、ハラスメントや熱中症対策など具体的に職場で問題になっているテーマを取り上げた特集を組んできました。また、2025年夏季号では「すべての職場で労働安全衛生活動の活性化を」と題し、労安活動の基本的な考え方はもとより、具体的な取り組みなども紹介して興味・関心を高めるような工夫をしてきました。

(2) 研究活動の活性化

今期は、いのち健全国センター「制度・政策要求」のバージョンアップに向けた議論をおこなってきましたが、専門的な分野については研究会での議論を要請したこともあり、従来からの研究活動等とあわせ、それぞれの研究会等の活動は一定活性化しました。

①労働基準行政検討会

今期は3回の開催となりました。議論の中心は「制度・政策要求2025」に係るものとなりましたが、厚生労働省の労働政策審議会の動きなどを共有してきました。しかし、検討会のタイミングと行政の動きがあわず、声明や談話などをタイムリーに発表することができませんでした。

②化学物質と健康研究会

今期3回開催しました。各委員から事案を持ち寄り、化学物質の取り扱いに関する問題点や労働相談内容に対する意見交換を中心におこないました。議論の中では、2024年4月から施行された安衛法に基づく化学物質の「自律的管理」について、化学物質に関連する

法律が多く体系も複雑であり、その実施には時間がかかることが問題であると指摘されました。また、連日のようにマスコミなどを賑わしている PFAS の問題について、大阪民医連の金谷邦彦医師に報告いただき、各地での問題点や取り組みを学びました。

③アスベスト対策委員会

今期アスベスト対策委員会は5回開催されました。クボタ・ショックから20年の年であり、再びアスベストへの社会的関心の喚起や、救済から取り残されている人たちへのアウトリーチができないか議論してきました。建設アスベスト訴訟をはじめとするアスベストをめぐる情勢の共有、「建物改修・解体によるアスベスト被害の根絶をめざす連絡会（準備会）」が実施した韓国実態調査に参加しました。また、いの健全国センターアスベスト対策委員会の取り組みとして、大阪の中央卸売市場問題について農水省交渉を実施し、必要な対策をとるよう求めました。「制度・政策要求2025」のじん肺、アスベスト関連疾患の部分について要求の見直しを図りました。じん肺診査ハンドブックと標準フィルムの改定の動きについて学習会などに取り組んでいます。民商におけるアスベスト関連疾患の救済を念頭に、議論をおこなってきました。

④地方センター部会

2025年2月8～9日、「2025年地方センター交流集会」をオンライン併用で開催し、20の地方センターから33人の参加がありました。集会では、労働法制中央連絡会の土井事務局長より労基研報告の問題点などについて講義を受けた後、①後継者育成、②相談活動を中心課題に分散会討論をおこないました。分散会では各地方センターでの活動や課題について交流するとともに、近年増加しているハラスメント事案等について意見交換しました。

なお、地方センター部会としての会議は1回の開催にとどまりました。

⑤単産担当者会議

単産代表者会議は2年8ヵ月ぶりとなった4月23日に第1回を開催し、第2回は7月4日に拡大単産担当者会議として開催しました。会議では各単産における労働安全衛生の取り組みについて交流をすすめるとともに、政策・制度要求の中身について議論を深めました。労安活動の基礎は職場であり、単産での取り組みが重要であることから、今後は定期的な開催と、担当者による意見交換・交流をすすめる必要があります。

⑥感情労働と健康研究会

ハラスメントが深刻な社会問題となる中で、第27回定期総会で感情労働研究会（仮称）を立ち上げることを提起し、4月に準備のための打ち合わせをおこなった上で、6月25日に第1回研究会を開催しました。第1回では研究会の目的やすすめ方を確認するとともに、韓国での事例検討や臨床心理士からの講義などで理解を深めました。また2回目は感情労働の現場第一線で働く労働者に参加してもらい、職場実態や問題点についてレクチャーを受けました。

⑦季刊誌編集委員会

2〜3 ヶ月に 1 回開催し、季刊誌の合評と企画の検討をおこなってきました。「読者サロン」の開催を検討していましたが、開催には至りませんでした。

⑧その他、過労死防止学会をはじめ各種学会等にも参加者を派遣してきました。

(3) 労働法制・諸制度見直しに対する取り組み

①政府の労働基準関係法制研究会は、1 月 8 日に労働基準法見直しについての「報告書」を公表し、1 月 21 日からは労働政策審議会労働条件分科会での議論がスタートしました。この動きに対し、いの健全国センターは労働法制中央連絡会が提起する学習会（1/14、2/13、4/25、）、街頭宣伝・署名行動（2/6、4/17、6/12、7/31、9/30）や厚生労働省への要請・申し入れ（1/27、7/11）などに参加してきました。また、2 月 8 日の地方センター交流集会で労働法制解体に関わる学習会を実施するとともに、地方センターにおいても様々な機会を捉えて労働法制の学習会が開催されています。

②第 217 通常国会において、5 月 8 日に「改定」労働安全衛生法が成立しました。改正の趣旨である「多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため」ことと、安全衛生法「改定」に伴い ILO 第 155 号条約批准を求める議案が可決されたことは大いに歓迎できるものです。しかし、具体的な事項として盛り込まれた 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの義務化は中小企業事業主に負担を押しつける一方で実効性が担保されていないこと、民間登録機関によるボイラー・クレーン等に係る許可・検査の範囲拡大は事故等に関わる国の責任を曖昧にすること、不十分な化学物質による健康障害防止対策、災害防止に必要な措置が努力義務にとどまっている高齢者の労災防止など、その内容は不十分であったことから、いの健全国センターとして 5 月 15 日に声明を発表しました。しかし、安全衛生法「改定」の動きに呼応した政策提言づくりや具体的な内容を単産や地方センターに知らせる取り組みができなかった点は今後克服する必要があります。

③政府・厚生労働省は、「女性の労働参加の進展、更なる就労形態の多様化など、労災保険制度を取り巻く環境は常に変化を続けている状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討」するとして、「労災保険制度の在り方研究会」を設置し、2024 年 12 月の第 1 回を皮切りに 8 回の議論を重ね、7 月 29 日に「中間報告」をとりまとめました。しかしその内容は、いの健全国センターの方針である「すべての働く人たちに必要な補償をおこなうべき」という点に照らして不十分であったことから、中間報告にふれられたそれぞれの項目はもとより、ふれられていなかった点も含め、意見書として厚生労働省に提出し、労働政策審議会で議論するよう求めました。

④第 217 通常国会では、労働施策総合推進法「改正」についても審議がおこなわれ 6 月 4 日に成立しました。とりわけハラスメント対策については ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が 2021 年 6 月に発効するも、日本国内における実効ある対策が求められていました。こうした中、全労連が提起した

「職場でのあらゆる暴力とハラスメントをなくすために ILO 第 190 号条約の批准を求める国会請願署名」に協力するとともに、法成立後の 6 月 5 日にはいの健全国センターとして声明を発表しました。

⑧2015 年にいの健全国センターとして「制度・政策要求」を発表して以降 10 年が経過し、働くものをめぐる環境も大きく変化していることから、「制度・政策要求改定プロジェクト」を立ち上げ、その内容のバージョンアップに向けた議論をすすめてきました。具体的には、いの健全国センターが設置している研究会でそれぞれの分野について精力的に検討を重ねてきました。その結果とりまとめた「政策・制度要求 2025」（案）については、本総会で確認し、今後の取り組みに活用することとします。

(4) 単産・地方センターとの交流

2 月に地方センター交流集会をオンライン併用で開催するとともに、地方センターからの要請にもとづき学習会への講師派遣をおこなってきました。

また、4 月 23 日、7 月 4 日に単産担当者を対象とした会議を実施し、政策・制度要求の議論をはじめ、各組織における取り組みの交流や後継者育成などについての意見交換を実施しました。

(5) 情報発信の強化

①広報委員会で、月 1 回、合評と次号・次々号の企画検討をおこなってきました。団体（特に労働組合）の情報集中を強めることでさらに充実した紙面をめざしてきました。

②季刊誌編集委員会は、2～3 ヶ月に 1 回開催し、合評と企画の検討をおこなってきました。今期は労安活動への意識を高める紙面作りを強めましたが、今後は理事会の機会などに合評や企画への要望の議論もおこなうなど、よりいっそう現場第一線で読まれ、活用されるための工夫が求められています。加えて「読者サロン」の開催も検討する必要があります。

③いの健全国センターのホームページは、この一年声明等を掲載しただけで、他の記事はアップできず不十分な活用状況にとどまっています。今後は情報 BOX の更新など積極的な活用が求められます。

(6) 関連団体との協働した取り組み

①労働法制中央連絡会

いの健全国センターは労働法制中央連絡会の事務局団体として、会議への参加とそこで情報提供や他団体との取り組み交流をおこなうとともに、学習会や宣伝行動などの取り組みに結集してきました。

②過労死等防止対策全国センター

幹事団体として今期も幹事会や総会に参加してきました。

③過労死弁護団全国連絡会

④じん肺キャラバン実行委員会

実行委員会や新春のつどいなどに参加してきました。とりわけ、10月23～24日に実施されたじん肺キャラバン集結行動では、国土交通省、厚生労働省、経済産業省への要請行動と集結集会に参加するとともに、厚生労働前での抗議行動で連帯あいさつをおこないました。

⑤アスベスト対策など

アスベスト被害の根絶をめざし、「建物改修・解体によるアスベスト被害の根絶をめざす連絡会（準備会）」に参加してきました。アスベスト建材を含む建物の解体が今後ピークを迎える中で、解体現場ではたらく労働者の被害防止、周辺への環境暴露の防止、国としてのアスベスト根絶への姿勢の確立が求められています。

(7) 全国センターの強化

今期、オンライン併用で6回の理事会と6回の四役会議を開催しました。会議では時々情勢や取り組み課題などを意思統一してきました。いずれの会議も参加者の偏り等がみられるため、次期はより多くの役員が参加できるよう工夫する必要があります。

Ⅲ いのちと健康を守る取り組みに関わる情勢

1、政治・平和をめぐる情勢

(1) 国内政治・経済

①昨年10月の解散総選挙の結果、衆議院では自公が少数与党となりましたが、さらに今年7月に実施された参議院選挙でも自公は過半数割れに追い込まれました。一方で、参議院選挙では「日本人ファースト」を掲げた参政党ははじめとする排外主義・極右政党が躍進するなど大きな変化が起こっています。こうした状況は欧州でもみられますが、その背景には現在の政治の下で自分たちの生活がよくなるということに不満を持った国民の怒りがあると指摘されています。

こうした状況によって、自民党は「解党的出直し」を求められ、10月4日に総裁選挙が実施された結果、高市早苗氏が選出されました。その後、公明党が自民党との連立を解消する一方で、衆参両院での過半割れという状況は変わらないものの、自民と日本維新の会との連立が成立しました。日本維新の会は労働政策として、成果主義の強化や解雇の金銭解決などを打ち出しており、労働者の置かれている状況はますます厳しくなることが想定されます。

②厚生労働省が発表した9月分の毎月勤労統計調査では、9ヵ月連続で実質賃金がマイナスとなり、物価高騰に賃金が追いつかない状況が続いています。また、独立行政法人労働政策研究・研修機構のまとめによれば、男女間の賃金格差は縮小傾向にあるものの、2024

年における女性の賃金は男性の 75.8%、月額にして 10 万円近くの差が生じています。

他方、全労連の発表によれば、ケア労働者の賃金水準（平均年収）は看護師で 519.7 万円となっているものの、保育士で 406.8 万円、介護職員で 376 万円などとなっており、全産業平均である 526.9 万円と比較すると大きな格差が生じています。

こうした中、2025 年度の最低賃金改定は、中央最低賃金審議会の目安答申が 63 円となり、すべての都道府県で 1000 円を超える最低賃金の実現しました。また、引き上げ目安も C ランクの県が A・B ランクの都道府県を上回るなど、わずかながらとはいえ全国一律最低賃金の実現にむけて前進しています。しかし一方で、昨年度はほとんどの都道府県で最低賃金が 10 月に発効したにも関わらず、今年度は発効日が 11 月以降とされた道府県が半数以上となり、来年 1 月の発効が 4 県、3 月発効が 2 県となっています。とりわけ秋田県では 3 月 31 日が発効日とされており、半年間もの間 951 円の最低賃金に据え置かれることとなりますが、労働者の生活や権利を全く無視したものであるとともに、一時的とはいえ最低賃金の地域間格差を拡大することとなり、断じて容認できるものではありません。

（2）平和をめぐる課題

①ガザ地区での飢饉の発生や、国連がイスラエルによるジェノサイドを認定するなど、深刻さを増していたパレスチナでの戦争は、イスラエルとハマスによる停戦合意が 10 月 10 日に発効し、13 日には第 1 段階として、それぞれが人質の解放をおこなうなど、戦争終結に向けた一歩を踏み出しました。しかし、その後もイスラエルによる攻撃はやまず、240 人超が死亡したと伝えられており予断を許さない状況にあります。

他方、ロシアとウクライナ間の戦争では、アメリカがウクライナに対しトマホークミサイルの供与を検討するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻が継続される場合「代償を課すために必要な措置を講じる」としています。また NATO も米国製の兵器を購入してウクライナに供与する新たな枠組みについて「加盟国の半数超が参加を決めた」と表明するなど、アメリカがリードする形でロシアへの圧力を強めています。

今後の情勢は依然不透明ですが、こうした戦争の被害者は多数の国民・住民であり、その人権を守り回復することこそが求められています。

②防衛省が決定した 2026 年度の概算要求は 8 兆 8 千億円あまりと過去最大を更新しました。これは、2023 年度から 5 年間で 43 兆円もの軍事費を投じる「防衛力整備計画」に沿ったものであり、認めるわけにはいきません。他方で、「敵基地攻撃能力」の保有を理由に、全国各地で自衛隊基地の整備やミサイルの配置などがすすめられています。また、3 月には防衛省に「統合作戦司令部」が設置され、陸・海・空の自衛隊が統合演習を実施するとともに、そこへ米・豪軍が参加するなど、他国の戦争に日本がすすんで巻き込まれようとしているといっても過言ではない状況が進行しています。

さらに、10 月 28 日に行われた米トランプ大統領と高市首相との会談では、高市首相がトランプ大統領をノーベル平和賞に推薦する意向を表明するとともに、防衛力強化と防衛

費の増額に取り組む決意を固めたと伝えられていますが、文字どおりアメリカの言いなりで戦争に加担する姿勢を示したものに他なりません。さらに台湾有事をめぐって「存立危機事態」になり得ると発言したことは、米軍の軍事介入に加わる可能性があることを認めたものであり、許されるものではありませんし、こうした認識の下で大軍拡を進めることは極めて危険な状況だと言わざるを得ません。

言うまでもなく、働くもののいのちと健康は平和の上に成り立っているものであり、いの健全国センターとしてもこうした動きにストップをかける必要があります。

2、はたらくものの健康と安全をめぐる情勢

(1) 働くものの健康と安全をめぐる情勢

①2024年8月、過労死防止大綱の変更が閣議決定されたものの、6月25日に厚生労働省が発表した2024年度の「過労死等の労災補償状況」によれば、脳・心臓疾患に関する請求件数は全体で1030件となり、2020年度の784件から大きく増加する一方、決定件数は783件（2020年度は665件）となっています。また、そのうち脳・心臓疾患での死亡に係る請求件数は255件（前年度比+8件）となり、支給決定件数（死亡件数）は67件（前年度比+9件）と増加傾向にあります。

他方、精神障害については請求件数全体で3780件、決定件数で3494件となり、2020年度の請求件数2051件、決定件数1906件と比較して著しく増加しています。また、未遂を含む自殺の請求件数も202件（前年度比+10件）、支給決定件数は88件（前年度比+9件）と減少するどころか深刻さを増しています。

一方、厚生労働省が2025年3月に発表した「労働時間制度等に関する実態調査」によれば、36協定を結んでいる事業場における全常用労働者の時間外労働は、0時間が21.7%、0～20時間が59.4%、21～45時間が12.4%となっていますが、あくまで36協定がある事業場であり、協定を結んでいる事業場とそうでない事業場の割合も明らかにされていません。先述した過労死の労災補償状況をふまえれば、実際は深刻な実態が広がっていると言わざるを得ません。

こうした中、全国各地にある労災病院の経営が困難になっており、新潟労災病院の2026年3月閉院、東北労災病院の統合・移転、関東労災病院のクラウドファンディングを利用した手術室増設など、勤労者の健康を守るための医療が危機的な状況に陥っています。

②5月30日に厚生労働省が発表した2024年の労働災害の発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は前年から9人減の746人と過去最少となる一方で、休業4日以上死傷者数は135,718人（前年比374人増）と4年連続で増加しています。事故の型別では、「転倒」が36,378人（前年比320人・0.01%増）と最多になっていますが、男女別・年齢別の転倒災害発生件数、労働者数などから、引き続き高年齢労働者、とくに中高年齢の女性労働者の増加が転倒災害増加の主要因となっています。「令和6年労働安全衛生調査」によれば、転倒防止対策を実施している事業所は全体で77.7%となっているものの、事業所

規模が小さくなるほど実施率が低くなっており、カバーできている労働者数は少ないといえます。被災数が増加し続ける現状は、職場の安全衛生活動の不十分さを示すものであり、あらゆる職場での安全衛生活動の強化が求められていることを示すものです。

③アスベスト労災をめぐっては、2024年度の請求件数は1,529件（石綿肺を除く）、決定件数は1,348件と前年度（請求件数1,305件、決定件数1,308件）に比べて増加しています。他方で、建設アスベスト給付金の審査件数は2022年以降の累計で9,113件、認定は8,621件となっています。しかし、10月22日に開催された審査会では審査件数108件に対し不認定が16件（不認定率14.8%）となるなど、昨年以降不認定の件数が増加傾向にあります。

④政府は、少子高齢化や就業ニーズの変化などを口実に「働き方改革」をすすめており、その中では、時間外労働の上限規制や割増賃金率の引き上げ、年次有給休暇の時季指定、同一労働同一賃金の推進など、労働者にとって利益となる内容も含まれていますが、一方で、労働時間管理が困難になる裁量労働制・フレックスタイム・テレワークの拡大や、「もっと働きたい」という労働者がいるなどとして、兼業・副業の推進をすすめています。また、「働きがい」や「キャリアは自分自身が選択する」といった耳障りのよい言葉を並べながら「三位一体の労働市場改革」として、リスクリングやジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化をはかろうとしています。しかし、これらは企業にとってより安くより便利に労働者を使える仕組みづくりでもあります。

また、スマートフォンを利用して空いた時間に働く「スキマバイト」で働く労働者も増加しています。一般社団法人スポットワーク協会によれば、2025年4月時点での登録者は約3400万人となり、2023年3月末の990万人から約3倍となっています。2022年の就業構造基本調査によれば、副業従事者332万人のうち、本業も副業も非正規雇用という人は84万人に上るとともに、70歳以上の非正規労働者数は2017年に比べて85万2千人も増加するなど不安定で無権利の労働者が増加している一方で、「労働条件の相違」「労災認定が受けられなかった」などの実態は改善されていないなどさまざまな問題が残されています。

⑤2025年6月にカスタマーハラスメントや求職者に対するハラスメントの防止対策を盛り込んだ労働施策総合推進法が成立しました。2024年3月に厚生労働省から委託を受けた企業が発表した「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」では、過去3年間のハラスメント発生状況についてセクハラのみ「減少している」とされたものの、それ以外は「件数は変わらない」という企業の回答が多かったとされています。一方で労働者からの回答では、ハラスメントに対する勤務先の対応について、パワハラとセクハラでは「特に何もしなかった」が最も高く（パワハラ53.2%、セクハラ42.5%）になっているうえ、ハラスメントの有無の判断が「あいまいなままだった」ケースはパワハラで61.4%、セクハラで47.5%と高い値となっており、使用者と労働者の間には大きな認識の乖離がみられます。全国の労働相談センターに寄せられる相談内容（2024年実績）はハラスメントが1,905

件・21.4%と もっとも多くなっていることをみても、職場におけるハラスメント被害の実相は深刻なものになっているという見方もできます。

(2) 労働法制をめぐる動き

①労災保険制度をめぐることは、2024 年 12 月に「労災保険制度のあり方に関する研究会」が設置され今年 7 月に「中間報告書」がまとめられました。「女性の労働参加の進展、更なる就労形態の多様化など労災保険制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、現代的課題を包括的に検討」することを目的としています。研究会では労災保険制度の強制適用範囲、家事使用人の適用、暫定任意適用事業(農業)、特別加入団体、遺族(補償)年金、遅発性疾病の給付基礎日額の算定方法、請求権の消滅時効、社会復帰事業、労災保険料のメリット制等を論点に検討が進められました。多くの事項で方向性を結論づけず意見を羅列していますが、労働者性の判断について労働の実態=使用における従属性の程度や経済的な力関係の現実に沿って判断すること、農作業による死亡事故が他産業に比べ高い農業についても労災保険の強制適用を求めること、遺族(補償)年金の「有期給付化」はしないこと、請求消滅時効については延長すること、メリット制は廃止することなどを求めることが必要です。また、研究会では扱っていませんが、制度の根本的改善として給付水準の抜本的な見直し、厳しすぎる認定基準の見直しが求められています。現在労政審で検討が進められていますが「すべての働く人たちに必要な補償がされるべき」という立場から、労災保険制度の改善が求められます。

②2025 年 1 月 8 日に公表された労働基準関係法制研究会報告書は、デロゲーション（法規定の適用除外）を「法定基準の調整・代替」と言い換え、多様な働き方を理由に職場での労使の合意等があれば、法を下回る労働条件も合法とする内容でした。また、労働時間規制については、一部前進があるものの、時間外労働の上限規制は社会的合意はないとして何ら強化もせず、それどころか、テレワークの新たなみなし労働時間制や副業・兼業の通算割増賃金の廃止も記載しました。他にも規制単位の事業場から本社一括への拡大など労働組合の弱体化とも受け取れる内容も含まれており、全面的に批判されるべきものです。

この報告書を受けて開催されている労政審労働条件分科会は、報告書をなぞるように議論され、使用者側は、「法定基準の調整・代替」を歓迎し、さらには、裁量労働制の対象業務の拡大が記載されていないことに不満を表わし、分科会で議論をすることを求めています。

8 月の労政審労働条件分科会で示された「各側委員からの主な意見の整理（案）」では、論点整理もされておらず、委員の意見が項目ごとに記載されているだけです。これは労使の意見が対立しており、まとめられないことを伺わせますが、ここから公益委員の仲介などによって使用者側の意見へ寄っていく可能性も否定できません。

③労働者の定義

その他にも、労働者性については新たな「労働基準法における「労働者」に関する研究

会」を立ち上げることを決定し、5月から議論が開始されています。偽装請負が多発している中、労働者性の広範囲な拡大と、雇用されない労働者の保護について早急な議論が求められています。

IV 活動方針と具体的取り組み

1、活動の基本方針

これまで述べてきたように、働くもののいのちと健康が脅かされている中で、働きがいをもって人間らしく働くルールづくりや、安全・安心な就労環境の実現、生活できる賃金水準の確保などの実現は切実かつ喫緊の課題です。したがって、いの健全国センターは、「ディーセントワーク」実現に向けた研究、啓発、要求づくり、職場活動を通じ、誰もが安心して健康で働き続けられる社会をめざします。

労働安全衛生の課題は職場における課題でもあることから、労働組合運動の中心にきちんと据えていくことが重要ですが、労働組合の組織率低下や日常活動の弱まり、役員の世代交代・後継者づくりの困難さなどの問題があります。こうした現状をふまえ、職場や地域からいのちと健康を守る「担い手（人）づくり」と、それを通じた職場活動の活性化、世代交代を見据えた全国センター・地方センターづくりを重点課題として活動をすすめていきます。

2、具体的な活動

（1）活動の担い手を育成するとりくみ

①労働安全衛生活動の基礎・中心は職場です。産別・地方組織における日常的な相談活動などで連携するとともに、全労連が掲げる「対話と学び合い」を通じて労働安全衛生活動への理解促進と活性化をはかるよう働きかけを強め、いの健全国センター・地方センターへの結集を強化します。

②全国センターとして、職場における運動継承と担い手づくりに向け、オンラインも活用しながらセミナー・学習会等の開催を検討していきます。また、10月の全労連「レバカレ2025」で使用した資料の提供などを通じて、各産別や地方センターでも興味を持ってもらえる・活動参加のきっかけ作りの活動をすすめます。また、各地方センターで作成されている学習会資料などを収集し交流するなど、学習の活性化を促します。

（2）研究活動の活性化

①化学物質研究会、アスベスト対策委員会、労働基準行政検討会、感情労働研究会を引き続き設置し、第28回定期総会で確立する「制度・政策要求2025」にもとづく研究活動や政策提言づくりの活性化をめざします。

②当面、ア) 高年齢労働者の労働災害防止、イ) 熱中症対策、ウ) ハラスメントの防止・根絶について課題別検討会を開催し、いの健全国センターとしての提言をとりまとめるとともに、シンポジウム等を開催して社会的な問題提起を行うことを検討します。

（３）労働法制・諸制度見直しに対すとりくみ

①労基法解体につながる動きに反対し、労基法「改正」法案が提出された際には、労働者・労働組合の立場に立った行動基準法改正をめざし、全労連や労働法制中央連絡会との連携を強めます。

②労災保険制度の見直しにあたっては制度の後退を許さず、法律・制度「改正」の動きに対しては労働者・被災者本位の保険制度確立の観点から必要な対応をとります。

（４）「働くもののいのちと健康を守る政策・制度要求 2025」の活用

①「政策・制度要求 2025」の確立後、全国センターホームページへの掲載を行うとともに、季刊誌「働くもののいのちと健康」冬号で特集記事を掲載します。

②全国センター理事会で「政策・制度要求」の学習を進めるとともに、産別や地方センターで活用してもらいやすいしくみ（検索システムの構築など）作りにむけた検討を進めます。

③全国センターとしてオンラインなどを活用した学習会を具体化するとともに、全国センターの各理事が講師となった学習会の開催を出身産別や地方センターに働きかけます。

（５）アスベスト対策の強化

①建設アスベスト訴訟（東京 1・2 陣、大阪 2・3 陣）における和解をふまえ、最高裁による屋外作業員・改修解体業者に対して建材メーカーの注意義務を認めないという誤った判決の是正をめざすとともに、石綿建材を製造販売したメーカーの被害への寄与の程度に応じて補償金制度への拠出を義務付ける制度改正を求めます。

②石綿救済法の抜本改定に向けた院内集会の開催などを検討します。また、基金の用途を拡大することについて関係団体との協議などを検討します。

③国土交通省の推計では、石綿を使用している建物の解体棟数が今後増加し 2028 年頃にピークを迎えるとされていますが、解体作業に従事する労働者だけでなくその近隣で生活している住民などにも大きな影響を与えることが懸念されます。したがって施主や施工業者が十分な健康被害防止を行えるよう、補助金・助成金などの拡充を国・自治体に対して求めています。

（６）ハラスメント対策の推進

職場に蔓延するいかなるハラスメントも許さず、ハラスメントのない社会を実現するため、ILO 第 190 号条約批准を求める意見書などの作成を検討するとともに、各地方センタ

一におけるハラスメント相談などの事例を収集・分析し、「ハラスメント根絶のための手引き」の発行をめざします。

また、全労連が取り組む ILO 第 190 号条約の批准を求める署名に協力します。

（７）単産・地方センターとの交流

①地方センター部会で「地方センター交流会」の年度内開催に向けた検討を進めるとともに、活動の実態交流などをおこない、後継者育成のために取り組むべき課題を検討します。

②単産における労働安全衛生活動の「担い手づくり」や活性化を促すため、単産担当者会議を開催し、全国センターが果たすべき役割を検討します。

（８）情報発信の強化

季刊誌「働くもののいのちと健康」を発行し、読者拡大をめざします。とりくみの一環としてオンラインによる読者サロンを開催します。開催にあたっては各単産や地方センターへの周知を強め参加者を広げます。ホームページや広報等による単産・地方センターのとりくみ交流をはかります。「政策・制度要求特集号」を含め、季刊誌の普及・活用をはかります。

（９）政策提言と関連団体の共同したとりくみ

①各研究会などでの議論をもとにして政策提言をまとめます。まとめた政策提言は厚生労働省をはじめとする関係機関に提出するとともに、単産・地方センターでの学習を進めます。

②労働法制改悪反対中央連絡会、過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団全国連絡会議、じん肺キャラバン実行委員会など関係団体との共同を広げます。

（１０）全国センターの強化

理事会・四役会議を定例で開催し活動の具体化をはかります。そのため、事務局での連携を密にしながら情報伝達など意思疎通を強化します。

以 上